



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

資

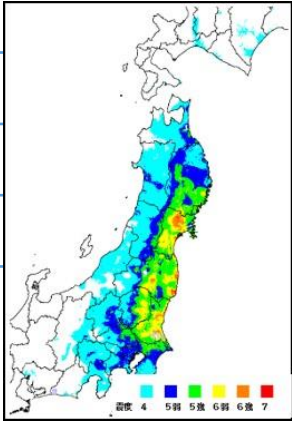
料

復興加速化への取組

令和6年10月25日

復興大臣 伊藤 忠彦

I. 東日本大震災の概要

	東日本大震災		(参考) 阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46		平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0		7.3
地震型	海溝型		内陸型
被災地	農林水産地域中心		都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部		1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)		数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害、多数の地区が壊滅。		建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,775名(震災関連死を含む) (岩手:5,146名、宮城:10,571名、福島3,943名) 行方不明者 2,550名(岩手:1,107名、宮城:1,215名、福島:224名)		死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,050棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,480棟)		104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)		25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)		—

(参考) 東日本大震災からの復興の進捗

		震災前又は最大値	現状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	2.9万人 【令和6年8月】 (うち福島県全体の避難者数:2.6万人)
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	877人 【令和6年8月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	570km(100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※帰還者向け除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸(100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸(100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】 経済産業省「平成22年工業統計調査」を基に復興庁作成	11兆6,193億円 【令和2年】 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査(令和2年実績)」を基に復興庁作成
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,640ha (津波被災農地面積)	18,870ha(96%) 【令和6年3月】
原子力災害	避難指示区域の面積	1,150km ² 【平成25年8月(最大)】	309km ² (27%) 【令和5年5月】
	日本産農林水産物・食品に対する 輸入規制実施国・地域数	55か国・地域 (最大)	6か国・地域 (撤廃49か国・地域) 【令和6年5月】

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は完了までの間、支援を継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
(※) 第2期期間内に終了しないものは、政府全体の総合的な活用も含め、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
・とりまとめを実施した効果的な復興の手法・取組の整理、復興の変遷、進捗状況、評価・課題を関係機関等へ普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は適切な時期に見直し、必要な復興事業に支障のないよう財源を確保

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に実施
・ALPS処理水の処分完了まで、政府が全責任を持って対応

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
・県外最終処分に向け、政府一体となった体制整備の取組を推進

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進・被災者支援の継続
・特定帰還居住区域制度のもと、避難指示解除の取組を推進

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進

・「創造的復興の中核拠点」を目指し、取組を推進(R5. 4設立)

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
・食品等に関する規制等の検証・輸入規制の撤廃・緩和推進
・ALPS処理水放出後の正確な情報発信等の推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

II. 地震・津波被災地域の復興状況

地震・津波被災地域は、住まいの再建や復興まちづくり等が概ね完了
今後は、被災者の心のケアなど残された課題に取り組むことが必要

1. 被災者支援

- ・避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転等の状況に応じた切れ目のない支援を実施
- ・今後も、高齢者等の見守り、心身のケア、コミュニティ形成の支援、生きがいづくり、子どもへの支援等のきめ細かい支援を継続



新たな高台団地でのコミュニティ形成支援

2. 住まいとまちの復興

- ・高台移転による宅地造成、災害公営住宅の整備が完了
復興道路・復興支援道路が開通し、被災した鉄道も全線再開
※BRTによる復旧を含む
- ・土地区画整理等による造成宅地や移転元地の活用について、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援



岩手県宮古市（田老地区）の高台移転

3. 産業・生業の再生

- ・生産設備は概ね復旧しているが、被災地の中核産業である水産加工業の売上げ回復に遅れ
- ・水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援



量販店での被災地水産物の常設棚の設置

III. 原子力災害被災地域の状況

原子力災害被災地域は、復興・再生が「本格的に始まった」段階
引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

1. 事故収束

- ・ 中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施。令和6年9月に、2号機において、燃料デブリ試験的取り出し着手。
- ・ ALPS処理水について、令和5年8月に海洋放出を開始。令和6年10月より10回目の海洋放出を実施中。モニタリング結果やIAEAによる評価から安全であることが確認されている。政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む。

2. 環境再生

- ・ 除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、最終処分に向けた減容・再生利用の推進及び理解醸成活動

3. 帰還・移住等の促進

- ・ 令和2年3月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備
- ・ 帰還困難区域内においては、令和5年11月までに、特定復興再生拠点区域全てで避難指示を解除。
- ・ 令和5年6月に創設された「特定帰還居住区域」制度に基づき、これまでに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町が「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。順次、除染等の避難指示解除に向けた取組を実施

4. 福島イノベーション・コースト構想

- ・ 浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進

5. 福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・ 創造的復興の中核拠点として「福島国際研究教育機構」（F-REI：エフレイ）を令和5年4月に設立。F-REIでは研究開発等の取組を推進

6. 農林水産業の再生

- ・ 営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成等の推進）
- ・ 漁業の本格的な操業再開に向けた支援、水産加工業の販路の開拓・加工原料の転換等の支援

7. 風評払拭

- ・ 令和5年9月に関係省庁の連名で「水産業を守る」5本柱の政策パッケージを取りまとめ、復興庁は、「2. 風評影響に対応する内外での対応」を中心に、正確な情報及び地域の魅力の発信を推進